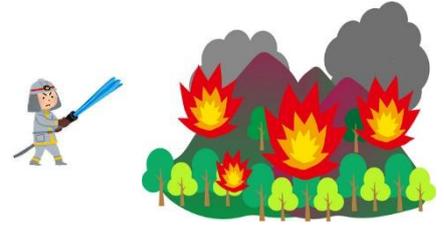


# Q&Aコーナー



Q:林野火災注意報の発令基準は？

A:基準日の前3日間の合計降水量が1mm以下の場合であり、かつ、前30日間の合計降水量が30mm以下の場合  
基準日の前3日間の合計降水量が1mm以下の場合であり、かつ、乾燥注意報が発表されている場合

Q:林野火災に関する火災警報の発令基準は？

A:林野火災注意報の発令基準に加え、強風注意報が発表されている場合で、気象状況に応じて林野火災の発生が特に高いと認めたときに発令。  
※林野火災注意報及び警報は、いずれの条件にも該当しなくなったときに解除します。

Q:火の使用の制限とは

A:火災予防のために火を使う行為を制限する規制です。火災予防条例に基づいています。

Q:山にいかない人でも関係あるの？

A:あります。住宅地近くの山林や空き地から火災が広がることもあり、誰にとっても身近な問題です。

Q:林野火災注意報や警報が出たら何に気を付ければいいのか？

A:たき火や野焼きをしない。  
タバコのポイ捨てをしない。  
火を使った後は完全に消火する。

Q:注意報や警報はどこで確認できるの？

A:行橋市のホームページや防災行政無線・消防車両による巡回により広報します。

Q:たき火(火を使用する行為)をおこなう場合は？

A:事前に消防署へ「火災とまぎらわしい煙又は火災を発生おそれのある行為の届出書」を提出してください。

※届出様式は、ホームページや消防署で取得できます。

Q:私たちにできることは？

A:火を使用する場合は林野火災注意報や林野火災に関する警報が発令されていないか十分に確認し、一人一人が火の取り扱いに注意し、林野火災を防ぎましょう。